

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第55号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

母子支援員、児童の遊びを指導する者、児童指導員及び児童自立支援専門員の資格要件のうち、卒業を要する養成施設に関し所要の規定の整理を行うこととする。（第23条、第27条、第32条及び第48条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

新	旧
<p>(母子支援員の資格要件)</p> <p>第二十三条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 知事 の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 五 略</p> <p>(職員)</p> <p>第二十七条 略</p> <p>2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 知事 の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 六 略</p> <p>(児童指導員の資格要件)</p> <p>第三十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 知事 の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 九 略</p> <p>(児童自立支援専門員の資格要件)</p> <p>第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 知事 の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>四 八 略</p>	<p>(母子支援員の資格要件)</p> <p>第二十三条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 厚生労働省地方厚生局長又は同省地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 五 略</p> <p>(職員)</p> <p>第二十七条 略</p> <p>2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 六 略</p> <p>(児童指導員の資格要件)</p> <p>第三十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 九 略</p> <p>(児童自立支援専門員の資格要件)</p> <p>第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>四 八 略</p>